

平成30年度 大和市「介護ロボット導入支援事業」補助金 Q&A

Q1 介護サービス事業者に該当する具体的なサービス種類を教えてください。

A 指定居宅サービス事業者（居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く）、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び介護保険施設の開設者です。

Q2 施設・居住系サービスと在宅系サービス違いについて教えてください。

A 施設・居住系サービスは、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、認知症対応型グループホーム、特定施設（介護付有料老人ホームなど）、短期入所生活介護、短期入所療養介護が該当します。その他は在宅系サービスです。

Q3 1事業者につき補助限度額は300万円となっていますが、毎年度300万円まで補助が受けられますか。

A 単年度ごとに300万円の補助が受けられるということではありません。各事業者で累計300万円の補助額に達した場合、以降の補助は受けられません。

Q4 センサーを取り付けた場合、取り付け工事費も補助対象になりますか。

A 取り付け工事費も補助対象になります。

Q5 補助対象にならない経費はどのようなものがありますか。

A 消費税及び地方消費税、保険料、携帯端末等のインターネット接続が可能な通信機器、インターネット回線使用料等の通信費、機器のメンテナンスに要する費用、交付決定前に購入又は賃借したものなどは、補助対象にはなりません。

Q6 交付申請書の「完成または終了予定日」は、いつになるのか教えてください。

A 介護ロボットの導入が完了する日が該当します。ただし、導入した介護ロボットを30日間以上使用し、導入によって得られた効果等を2月末日までに市に報告していただく必要があるため、1月30日までには導入を完了させてください。

Q7 介護ロボットはいつまで使用しなければいけませんか。

A 30万円以上の介護ロボットは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている区分ごとの期間を過ぎるまで、市長の承認を受けることなく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄することはできません。

Q8 市長の承認を受けて、介護ロボットを処分した場合はどうなりますか。

A 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付してもらいます。

Q9 交付申請時に添付する介護ロボット導入計画は、県に提出する書類と同一でもよいですか。

A 県と同一の書類でも構いません。

Q10 交付申請申込時に県補助金の交付決定通知書は必要ですか。

A 県補助金の交付決定通知書は必要ありません。ただし、県の補助も併せて受ける場合は、県に補助申請していただく必要があります。